

一般質問(要旨)

茨城型地域ケアシステムの再構築は他制度との連携方策等を検討

議員(自民) 昨年四月に制度化された地域包括支援センターが十分に機能していない中、地域ケアシステムとの関係をどのように捉え、茨城型地域ケアシステムとしてどのように再構築していくのか。保健福祉部長 各種制度が整備される一方で、それらをつなぎ、地域の力で補完する地域ケアシステムの役割はますます重要になっており、検討委員会において他制度とのサービスの調整や、具体的な連携方策等について検討を進める。

議員 平成二十一年度の開港まで二年余りとなり、茨城空港の利活用を含めた他部局横断的な、また周辺市町村と連携した地域活性化策が重要となる。現在の取り組み状況と今後の活性化策について伺う。



地域ケアシステムの関係者による協議

石材産業の振興策は県産石材を活用した新製品開発を支援

議員(自民) 県産石材の知名度向上だけでなく、展示会作品を集客施設が買収したうえ施設に長期間配置することや、茨城空港ターミナルビルに使用するなど、販売向上に結びつく仕掛けが必要である。今後の取り組みを伺う。

商工労働部長 活性化計画を策定し、後継者の育成や販路拡大のため

議員 企業の減量化への取り組みや処分場の整備などが進んだ結果、

めの展示会開催などを支援している。また、茨城空港ターミナルビルに係る国などの関係機関やTX沿線の住宅会社へ県産石材の利用を働きかけている。今後は、県産石材を活用した新製品開発を支援していく。

議員 企業全体の埋め立て容量には余裕が出ていないと聞くが、次期処分場の確保は、エコフロンティアかさまの拡張はないか。

生活環境部長 当面は必要ないが、今後の残余容量によつては検討することもあり得る。しかし「県内に複数箇所を整備することが妥当」との整備方針に照らして、エコフロンティアかさままでの拡張はあり得ない。

(ほかに、笠間の観光振興策と道路整備見直し、科学技術教育の充実策なども質問)



匠のまつり・ストーンフェスティバル合同開会式

バイオ燃料の生産は農山村地域の活性化と森林の荒廃の防止に寄与

議員(自民) バイオ燃料の生産に対する農林業振興への認識は。また、生産拡大にどのように取り組んでいくのか伺う。

知事 バイオ燃料の生産は、農山村地域の活性化と森林の荒廃の防止に寄与すると考える。今月、「バイオディーゼル燃料促進研究会」を設置し、菜種・ヒマワリの生産や廃食用油の収集、バイオディーゼル燃料の普及を検討する。今後の施策や民間企業の開発の動向を踏まえ、つくばの研究機関と連携しつつ、本県に適した作物の導入や木材の活用を検討したい。

議員 乳がんの死亡者を減らすには早期発見、早期治療が有効である。乳がん検診の受診率向上への取り組みを伺う。

保健福祉部長 三十代から四十代への受診促進を強化する必要がある。具体的には、若いお母さんの



乳がん検診の啓発活動

意見書(要旨)



菅総務大臣に意見書を提出する飯野議長(右から2人目)

第二期地方分権改革の推進を求める意見書

真に地方分権に資する改革が実現できるよう、次の事項について強く要望する。

1 地方交付税は地方固有の財源であり、国の裁量に左右されることなく、地方の財源不足に対応した交付税総額を確保すること。なお、後年度に財源措置することとした地方債の元利償還金に係る約束分や、大幅な増加が見込まれる社会保障関係費などについても地方財政計画の策定を通じて適正に反映すること。

2 「地方にできることは地方が担う」の基本原則が貫徹されるよう、国と地方の役割分担について徹底した見直しを行い、国から地方への権限と財源の移譲を進めるとともに、国の関与・義務づけの廃止・縮小を推進すること。

3 地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国と地方の税源配分をまずは五対五となるよう地方税源の充実強化を図ること。その際、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築するとともに、税源偏在の是正のための措置を講ずること。

4 直轄事業負担金については、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されるなら、地方公共団体に對して、維持管理費の負担も含めて個別に財政負担を課すものであり、極めて不合理なものであることから早急に廃止すること。

5 地方公共団体の財政の健全化に関する法律案に係る各種基準については、地方の発展可能性を削ぐことのないよう、各自自治体の状況等を充分に斟酌したうえで、地方の努力が報われるよう設定すること。

6 公債費負担の軽減対策により財政の健全化が図れるよう、高金利地方債の繰上償還制度の拡充等適切な措置を講ずること。

置を講ずること。ふるさと農道緊急整備事業の期間延長に関する意見書

ふるさと農道緊急整備事業は、平成五年度の制度創設以来、農業農村の振興と定住環境の改善に大きな役割を果たしてきた。しかしながら、本県においては、義務的経費の増大や地方交付税の削減などによる公共事業費の抑制に伴い、平成十九年度までの実施期間内に完了できない状況にある。

本事業は、人口減少・高齢化が進み活力が低下している農村地域を活性化し、「美しい国」の原点である「ふるさと」を守っていく施策として有効であるとともに、県及び市町村にとつても、農産物流通の基幹道路となるなど、大変、有意義なものであることから、平成二十年度以降も制度の期間を延長するよう強く要望する。

道路整備の推進と必要な財源の確保を求める意見書

昨年十二月、「道路特定財源の見直し」に関する具体策が閣議決定された。今後、政府において、この内容に従い道路整備に関する中期的な計画の策定、各種の具体的な措置の検討が進められると考えられるが、その際、次の事項に留意されるよう強く要望する。

1 東関東自動車道水戸線、北関東自動車道、首都圏中央連絡自動車道の高規格幹線道路については、環境改善並びに首都圏の防災機能強化のためにも、ネットワークを途切らすことなく、国家的見地から国が責任を持つて確実に整備すること。

2 国道四号、国道六号、国道五〇号、国道五一号の直轄国道については、地域間の連携を強化し、地域の活力を引き出すために、国が責任を持つて確実に四車線化の整備をすること。

3 住民の安全・安心を支える道路、平成の市町村大合併の下で適切な行政サービスを提供するために不可欠な道路等、地域が必要とする道路整備が着実に進められるよう配慮すること。

4 スマートICの推進、ETC割引の一般有料道路への拡大等により既存高速道路ネットワークの効率的活用を図ること。

5 国の道路財源制度の見直しに当たっては、地方の道路整備が未だに不十分な現状に鑑み、道路整備を計画的かつ重点的に推進するため、道路直轄事業の地方負担金も含めた道路整備の財源確保について、特段の配慮をすること。